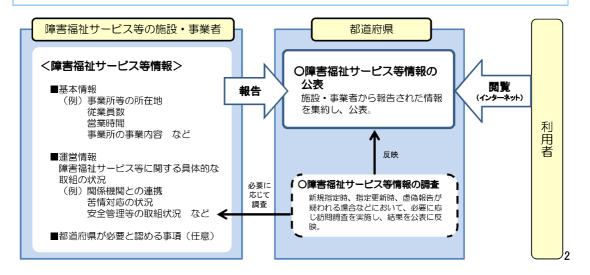
令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料4】

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨•目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする(平成30年4月施行)。



2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。
- ※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。
- ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
	指定障害福祉サービス	0	0	0
サービス	指定障害者支援施設	0	0	0
ビ さ え る	指定地域相談支援	0	0	0
	指定計画相談支援	O(<u></u> %1)	0	0
サロ	指定障害児入所施設等	0	0	× (※2)
サービス	指定障害児通所支援	0	0	× (※2)
ス ^元	指定障害児相談支援	O(%1)	0	0

3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

3

4. 報告 公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。
- ※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

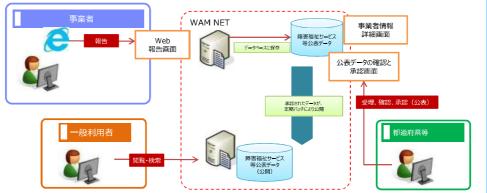
		主な報告・公表事項
	法 人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 - 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
①基本情報	事業所等	 ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 ・従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		 ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の 受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



_

障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

♪ 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります。 障害福祉サービス等の施設・事業者 都道府県等 <障害福祉サービス等情報> ○障害福祉サービス等情報の公表 ■ 基本情報 報告 施設・事業者から報告された情報を 閲覧 (例)事業所等の所在地 (インターネット) 集約し、公表。 従業員数 営業時間 事業所の事業内容 等 利 用 ■ 運営情報 者 反映 障害福祉サービス等に関する 具体的な取組の状況 (例) 関係機関との連携 必要に 苦情対応の状況 ○障害福祉サービス等情報の調査 応じて 安全管理等の取組状況等 新規指定時、指定更新時、虚偽報告が 調査 疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問 調査を実施し、結果を公表に反映。 ■ 都道府県が必要と認める事項 (任意) ※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 下記サービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。 (※1~21及び 24~29の 鹿児島市内の事業所については、鹿児島市障害福祉課へお問い合わせください。)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練(生活訓練)	16.就労定着支援	21.地域相談支援(定着)	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練(機能訓練)	15.就労継続支援B型	20.地域相談支援(移行)	25.医療型児童発達支援	

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

- 🙃 このマークは、 障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。
- 事業者指定後, 県担当者が情報公表システムに法人・事業所の基本情報 等を登録します。
- ※ 基本情報は、指定申請書類を元に入力しますので、メールアドレスの記入がなければ、登録できません。

手順2



- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが登録された事業者メール アドレスに送付されます。
- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。
- ※ 初めてログインする際は、必ずパスワードを変更後に行ってください。
- ※ 指定後, ログイン I D・パスワードが送付されない場合は, 県担当者へ御連絡ください。

手順3



- 入力内容を確認後、県へ承認申請します。
 - 県担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差戻します。 🕶 (修正の上、再度報告します。)
 - 内容に特段問題がなければ、承認します。



※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 県による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。
- ※ 平成30年度においては、9月28日に公表されていますが、随時公表されますので、至急報告してください。
- ┃ ☆ 鹿児島県からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせを御確認ください。

鹿児島県障害福祉サービス等情報公表制度

検索

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の 資料を掲載していますので、是非御活用ください。

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/



お問い合わせ先:

鹿児島県 くらし保健福祉部 障害福祉課 施設支援係

電 話:099-286-2749

メールアドレス: s-shisetsu@pref.kagoshima.lq.jp

情報公表システムの画面について



未申請:県へ承認申請されていない場合

未承認: 県へ承認申請されているが、県において確認中の場合

差戻し: 県へ承認申請されたが、内容に不足等があった場合(修正の上、再度申請してください。)

承認済:県から承認された場合(公表された場合も含む。)

○システム内のマークについて

マーク		説明	
必須	入力必須	入力項目名の右側にこのマークがついている項目は、必ず入力しなけれ ばならない項目(入力必須項目)です。入力されていない場合は承認 申請することができません。 ※ ごごでの入力必須とは、システム上において最低限のエラーチェックを 行うために設けており、当該項目以外について未入力であることを許容 するものではありません。	
0	ヘルプ	入力項目の左側にこのマークがついている場合、マウスポインタをこのマーク の上に合わせると、入力すべき内容の記入要領が表示されます。 ※ 記入内容の詳細については、別途、記入要領を参照してください。	
0	警告	入力状況を示すマークです。入力必須項目のうち、未入力がある場合、 入力項目のカテゴリ名称の右側にこのマークが表示されます。	
A	注意	入力状況を示すマークです。入力必須項目はすべて入力済みではあるも のの、それ以外の項目に未入力がある場合、入力項目のカテゴリ名称の 右側にこのマークが表示されます。	
0	入力済	入力状況を示すマークです。入力項目すべてについて入力が完了してい る場合、入力項目のカテゴリ名称の右側にこのマークが表示されます。	



掲載アドレス

http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do